官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕 一
〔人事異動〕 二
内閣 二
〔叙位・叙勲〕 三
〔皇室事項〕 三
〔官庁報告〕 三
官庁事項 三
九州地方整備局公示（九州地方整備局） 三
労働 六
最低工賃の改正決定に関する公示（山梨労働局最低工賃公示一） 六
戸籍が滅失した件（法務省告示配四三） 七
〔公告〕 七
諸事項 七
裁判所 七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 七
会社その他 八
〔その他告示〕 八
保安林の指定をする件（農林水産三三一～三三八） 八
農薬を登録した件（同三三九） 八
中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業二二） 八
都市計画に関する件（国土交通三五三、三五四） 八
砂防法第二条の土地を指定する件（同三五五～三五八、三六一～三六六） 八
砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同三五九、三六〇） 八
海上における射撃訓練を実施する件（防衛六四～六六） 八
道路に関する件（東北地方整備局三三～三六） 八
都市計画に関する件（関東地方整備局六六） 八
道路に関する件（近畿地方整備局一五、一六） 八
道路に関する件（九州地方整備局二八、二九） 八

その他告示

○農林水産省告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市城崎町飯谷字セバト一二〇〇、一二〇六（次の図に示す部分に限る。）、字兵ノ谷一二一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町万場字添越八五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町殿字古ヤノ谷一五の一、一六、字須山二三の一、二三の三、二三の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町八代字堂沼一〇九、一一〇、字袋谷一一一の一、一一一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町羽尻字寺谷一四二の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町羽尻字喜十郎谷一八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町暮坂字ウシワ六、六の三、六の五、六の七、六の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町福見字家奥八〇、字シムラ八二の一、八四、出石町荒木字渕ケ谷八八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年二月四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
25008	イミベンコナゾール乳剤	マネージ乳剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
25009	クロラントラニリプロール・インピルフルキサム粒剤	フェルテラモンガレス箱粒剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
25010	ベンタゾン液剤	バサグラン・スカイ液剤	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ

○経済産業省告示第二十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年三月十二日から施行する。

令和八年三月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	埼玉県　八潮市	令和七年一月二十九日から令和八年六月十一日まで

○国土交通省告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年大磯都市計画公園事業八・四・一号明治記念大磯邸園

三　事業施行期間　自平成三十一年二月十三日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二百四十八号長岡都市計画公園事業九・七・一号国営越後丘陵公園

三　事業施行期間　自平成三年二月二十日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三年建設省告示第二百四十八号、平成八年建設省告示第四百四十二号、平成十三年国土交通省告示第四百三十五号、平成十五年国土交通省告示第三百二十九号、平成二十年国土交通省告示第三百八十五号、平成二十五年国土交通省告示第二百九十八号、平成三十年国土交通省告示第九百七十六号の事業地のうち新潟県長岡市親沢町を削る。

使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新梨川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県西八代郡市川三郷町下芦川の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十一年建設省告示第六百六十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び昭和四十二年建設省告示第九百九十九号で指定した新梨川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°32′18.6047″	138°35′01.5566″
2	35°32′18.5593″	138°35′01.2638″
3	35°32′19.0670″	138°35′00.4575″
4	35°32′19.7909″	138°35′00.1769″
5	35°32′20.4054″	138°35′00.3206″
6	35°32′20.1330″	138°35′01.5606″
7	35°32′20.1225″	138°35′02.1108″
8	35°32′19.3972″	138°35′02.2194″
9	35°32′18.8686″	138°35′02.0145″

○国土交通省告示第三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金原沢Ｂ

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県浜松市天竜区石神の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53′59.4124″	137°46′25.7819″
2	34°53′59.3438″	137°46′26.1265″
3	34°53′59.6716″	137°46′26.2034″
4	34°53′59.8710″	137°46′26.4920″
5	34°54′00.0866″	137°46′27.1381″
6	34°54′00.0810″	137°46′27.3086″
7	34°53′59.4476″	137°46′28.4649″
8	34°53′58.4337″	137°46′29.2299″
9	34°53′58.4786″	137°46′28.7222″
10	34°53′58.5046″	137°46′27.1733″
11	34°53′58.5106″	137°46′26.9893″
12	34°53′59.1102″	137°46′26.0718″
13	34°53′59.2260″	137°46′26.4185″
14	34°53′59.3045″	137°46′26.3788″
15	34°53′59.1644″	137°46′25.9888″
16	34°53′59.3178″	137°46′25.7542″

○国土交通省告示第三百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天川谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

滋賀県高島市安曇川町上古賀の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第七号で指定した天川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°22′35.9375″	135°58′26.8056″
2	35°22′35.9531″	135°58′26.7247″
3	35°22′39.1125″	135°58′27.6293″
4	35°22′41.8695″	135°58′27.1579″
5	35°22′42.8571″	135°58′28.9579″
6	35°22′44.8599″	135°58′28.9425″
7	35°22′46.6929″	135°58′29.8113″
8	35°22′48.0123″	135°58′29.6346″
9	35°22′49.6939″	135°58′26.3628″
10	35°22′50.5103″	135°58′27.2327″
11	35°22′49.9652″	135°58′30.4892″
12	35°22′48.2631″	135°58′31.6481″
13	35°22′48.0447″	135°58′32.3502″
14	35°22′49.0987″	135°58′36.9281″
15	35°22′48.8820″	135°58′37.0070″
16	35°22′47.8202″	135°58′34.9125″
17	35°22′46.9083″	135°58′32.1606″
18	35°22′41.7440″	135°58′31.2821″
19	35°22′40.7073″	135°58′33.2090″
20	35°22′39.7599″	135°58′31.2003″
21	35°22′36.4879″	135°58′30.8816″
22	35°22′35.2242″	135°58′30.5197″
23	35°22′35.6162″	135°58′28.4785″

○国土交通省告示第三百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥南川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県児湯郡新富町大字三納代の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°04′53.9354″	131°29′01.4306″
2	32°04′55.5134″	131°29′01.7881″
3	32°04′56.2458″	131°29′02.2010″
4	32°04′56.2034″	131°29′02.2942″
5	32°04′57.1828″	131°29′02.9467″
6	32°04′57.3340″	131°29′03.5841″
7	32°04′57.8119″	131°29′03.4994″
8	32°04′59.3271″	131°29′05.2972″
9	32°04′59.9596″	131°29′07.0131″
10	32°05′00.4714″	131°29′08.7687″
11	32°04′59.8272″	131°29′09.0139″
12	32°04′56.5964″	131°29′04.7975″
13	32°04′56.1026″	131°29′03.6531″
14	32°04′53.1456″	131°29′02.1049″
15	32°04′53.0535″	131°29′01.8078″

○国土交通省告示第三百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　簾舞川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を令和二年国土交通省告示第千四百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
簾舞　四五番一　一号
　四六番一　二号から四号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を令和二年国土交通省告示第千四百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
簾舞　五六番一　五号から十号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　オカバルシ川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十九年国土交通省告示第百七十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
藤野　六一六番一地先道路敷　一号から四号まで

○国土交通省告示第三百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　高田川左支渓
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県新宮市高田
字空地　一七五〇番　一号
　一七五〇番　地先河川敷　二号から四号まで及び六号から十一号まで
　一七五〇番　地先里道敷　五号
字戸矢倉　三一七二番五三　十五号及び十六号
　三一七二番五四　十二号から十四号まで
　三一六一番　十七号及び十八号
　三一六三番　十九号及び二十号
　三一六八番　二十一号から二十三号まで
　三一七〇番　二十四号及び二十五号
　三一七〇番　三十六号及び三十七号
字遊居谷　一七三三番　二十六号及び二十七号
　地先里道敷　一七三三番　二十八号から三十五号まで
　一七三二番　三十八号から四十二号まで

○国土交通省告示第三百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　弥生一の沢川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　北海道名寄市字弥生の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	44°20′10.9610″	142°23′06.8605″
2	44°20′09.0462″	142°23′06.1977″
3	44°20′08.1306″	142°23′04.6120″
4	44°20′07.3916″	142°23′04.2799″
5	44°20′07.4901″	142°23′03.5734″
6	44°20′08.5533″	142°23′04.0449″
7	44°20′09.5369″	142°23′05.6675″
8	44°20′11.2722″	142°23′06.0964″
9	44°20′12.9087″	142°23′05.5692″
10	44°20′17.8935″	142°23′04.9004″
11	44°20′17.4573″	142°23′07.5236″
12	44°20′15.9145″	142°23′09.0757″
13	44°20′14.1004″	142°23′10.0313″
14	44°20′10.8103″	142°23′08.7457″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　神社の沢川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　北海道北見市大正の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43°48′52.1339″	143°51′11.1665″
2	43°48′52.2384″	143°51′08.8114″
3	43°48′53.0584″	143°51′08.7401″
4	43°48′55.1254″	143°51′09.1357″
5	43°48′57.2603″	143°51′08.7866″
6	43°48′57.4512″	143°51′09.6773″
7	43°48′54.3133″	143°51′10.6084″
8	43°48′55.0132″	143°51′11.9749″
9	43°48′54.5319″	143°51′12.7494″
10	43°48′53.9201″	143°51′12.1367″
11	43°48′52.6367″	143°51′13.7797″
12	43°48′52.3172″	143°51′13.3496″
13	43°48′53.1778″	143°51′12.2138″
14	43°48′52.2252″	143°51′11.9923″

○国土交通省告示第三百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　打返沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　山梨県甲斐市打返の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°44′11.6141″	138°31′09.6589″
2	35°44′11.6091″	138°31′09.3968″
3	35°44′12.7837″	138°31′09.3612″
4	35°44′13.0802″	138°31′08.9646″
5	35°44′15.0348″	138°31′10.6184″
6	35°44′15.4632″	138°31′10.8180″
7	35°44′15.3060″	138°31′11.1642″
8	35°44′15.2744″	138°31′11.2100″
9	35°44′14.9248″	138°31′12.0025″
10	35°44′12.8165″	138°31′11.8575″
11	35°44′12.3672″	138°31′11.4040″
12	35°44′11.9783″	138°31′10.0346″

○国土交通省告示第三百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下鷹ノ谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　島根県仁多郡奥出雲町上阿井の区域内の土地のうち、次の一点から四十九点までを順次結んだ線及び一点と四十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 06′ 07.5220″	132° 55′ 40.3138″
2	35° 06′ 07.3997″	132° 55′ 40.2825″
3	35° 06′ 07.4001″	132° 55′ 40.2201″
4	35° 06′ 07.4012″	132° 55′ 40.0356″
5	35° 06′ 07.4027″	132° 55′ 39.8017″
6	35° 06′ 07.3878″	132° 55′ 39.6647″
7	35° 06′ 07.3806″	132° 55′ 39.5688″
8	35° 06′ 07.3691″	132° 55′ 39.4171″
9	35° 06′ 07.3455″	132° 55′ 39.1032″
10	35° 06′ 07.2687″	132° 55′ 39.1120″
11	35° 06′ 07.2409″	132° 55′ 38.9478″
12	35° 06′ 07.1531″	132° 55′ 38.7200″
13	35° 06′ 07.1437″	132° 55′ 38.4622″
14	35° 06′ 07.1393″	132° 55′ 38.2317″
15	35° 06′ 07.0959″	132° 55′ 37.9581″
16	35° 06′ 07.3599″	132° 55′ 37.3288″
17	35° 06′ 07.2820″	132° 55′ 36.5618″
18	35° 06′ 07.6867″	132° 55′ 35.8708″
19	35° 06′ 07.9799″	132° 55′ 36.1743″
20	35° 06′ 08.3416″	132° 55′ 35.2944″
21	35° 06′ 09.1482″	132° 55′ 34.7299″
22	35° 06′ 09.8302″	132° 55′ 32.9878″
23	35° 06′ 10.5146″	132° 55′ 32.9198″
24	35° 06′ 10.8675″	132° 55′ 32.6042″
25	35° 06′ 10.9943″	132° 55′ 32.7803″
26	35° 06′ 10.3382″	132° 55′ 33.5987″
27	35° 06′ 09.7230″	132° 55′ 35.0787″
28	35° 06′ 09.0421″	132° 55′ 36.0995″
29	35° 06′ 08.5595″	132° 55′ 36.9613″
30	35° 06′ 08.6894″	132° 55′ 37.2573″
31	35° 06′ 08.4516″	132° 55′ 37.5747″
32	35° 06′ 08.0711″	132° 55′ 37.8121″
33	35° 06′ 07.8402″	132° 55′ 37.7960″
34	35° 06′ 07.8077″	132° 55′ 37.7801″
35	35° 06′ 07.6437″	132° 55′ 38.1743″
36	35° 06′ 07.6934″	132° 55′ 38.3356″
37	35° 06′ 08.0317″	132° 55′ 38.2966″
38	35° 06′ 08.0093″	132° 55′ 38.5816″
39	35° 06′ 07.9255″	132° 55′ 38.9284″
40	35° 06′ 07.7080″	132° 55′ 38.9535″
41	35° 06′ 07.7195″	132° 55′ 39.1625″
42	35° 06′ 07.7226″	132° 55′ 39.2123″
43	35° 06′ 07.7387″	132° 55′ 39.4596″
44	35° 06′ 07.7517″	132° 55′ 39.6227″
45	35° 06′ 07.7650″	132° 55′ 39.8902″
46	35° 06′ 07.7732″	132° 55′ 40.0534″
47	35° 06′ 07.7554″	132° 55′ 40.2992″
48	35° 06′ 07.7323″	132° 55′ 40.2932″
49	35° 06′ 07.7427″	132° 55′ 40.4049″

○国土交通省告示第三百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　東浦戸川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　愛媛県今治市大三島町浦戸の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 12′ 56.3882″	132° 57′ 48.2759″
2	34° 12′ 55.9849″	132° 57′ 48.5803″
3	34° 12′ 55.6742″	132° 57′ 49.5876″
4	34° 12′ 55.2255″	132° 57′ 49.6123″
5	34° 12′ 54.7515″	132° 57′ 48.7877″
6	34° 12′ 54.8791″	132° 57′ 48.1540″
7	34° 12′ 53.3033″	132° 57′ 47.2666″
8	34° 12′ 54.9694″	132° 57′ 45.8883″
9	34° 12′ 55.5608″	132° 57′ 46.1435″
10	34° 12′ 56.0897″	132° 57′ 46.9470″
11	34° 12′ 56.8312″	132° 57′ 46.8116″
12	34° 12′ 57.2446″	132° 57′ 46.7652″
13	34° 12′ 57.1571″	132° 57′ 47.4823″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　別府川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　愛媛県東温市下林の区域内の土地のうち、次の一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 46′ 33.9097″	132° 52′ 14.0549″
2	33° 46′ 33.6772″	132° 52′ 14.4629″
3	33° 46′ 33.2827″	132° 52′ 14.4345″
4	33° 46′ 32.1819″	132° 52′ 13.3582″
5	33° 46′ 31.8441″	132° 52′ 13.4200″
6	33° 46′ 31.6399″	132° 52′ 13.1938″
7	33° 46′ 31.6451″	132° 52′ 12.7818″
8	33° 46′ 31.9042″	132° 52′ 12.4462″
9	33° 46′ 31.5919″	132° 52′ 12.1524″
10	33° 46′ 30.3055″	132° 52′ 12.1932″
11	33° 46′ 30.3163″	132° 52′ 11.5901″
12	33° 46′ 31.4069″	132° 52′ 11.3555″
13	33° 46′ 31.6131″	132° 52′ 10.7233″
14	33° 46′ 31.8135″	132° 52′ 10.6831″
15	33° 46′ 32.3300″	132° 52′ 11.8951″
16	33° 46′ 32.5371″	132° 52′ 11.6270″
17	33° 46′ 32.9545″	132° 52′ 11.7109″
18	33° 46′ 33.0299″	132° 52′ 12.3338″
19	33° 46′ 34.0720″	132° 52′ 13.4882″
20	33° 46′ 33.9270″	132° 52′ 14.0220″

○国土交通省告示第三百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ポンケラノ沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　福島県東白川郡棚倉町大字大梅の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を平成二十四年国土交通省告示第二百十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 59′ 38.0229″	140° 19′ 17.7683″
2	36° 59′ 37.7634″	140° 19′ 18.0142″

3	36° 59′ 37.6299″	140° 19′ 18.4269″
4	36° 59′ 37.6351″	140° 19′ 18.8757″
5	36° 59′ 37.8384″	140° 19′ 19.5679″
6	36° 59′ 38.0967″	140° 19′ 20.1082″
7	36° 59′ 38.0954″	140° 19′ 20.6013″
8	36° 59′ 37.8902″	140° 19′ 20.5860″
9	36° 59′ 37.3513″	140° 19′ 18.9844″
10	36° 59′ 37.2888″	140° 19′ 17.9979″
11	36° 59′ 37.3999″	140° 19′ 17.5010″
12	36° 59′ 37.6495″	140° 19′ 17.1418″

○国土交通省告示第三百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫間川二

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県菊池市班蛇口の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千二百六十七号で指定した迫間川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 04′ 07.1814″	130° 51′ 42.7271″
2	33° 04′ 08.2980″	130° 51′ 42.9533″
3	33° 04′ 09.2518″	130° 51′ 42.8914″
4	33° 04′ 09.7488″	130° 51′ 43.2835″
5	33° 04′ 10.8871″	130° 51′ 43.3472″
6	33° 04′ 11.5321″	130° 51′ 42.9684″
7	33° 04′ 11.8278″	130° 51′ 43.1546″
8	33° 04′ 10.7773″	130° 51′ 43.8972″
9	33° 04′ 09.4966″	130° 51′ 43.7302″
10	33° 04′ 09.1062″	130° 51′ 43.3556″
11	33° 04′ 08.3827″	130° 51′ 43.3231″
12	33° 04′ 07.7436″	130° 51′ 43.7874″

○防衛省告示第六十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日から同月二十二日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　東経一四〇度三五分一二秒　北緯三四度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	
八戸市根城四丁目一番二九から同市長苗代二丁目二六番一一まで	九・九五メートル	二・六一九キロメートル	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
			電柱

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十四号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
八戸市長苗代二丁目二六番一一から同市大字市川町字和野前山一七番二〇まで	五・八〇メートル	三・九八三キロメートル	電柱

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十五号

令和八年三月十二日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
八戸市根城四丁目一番二九から同市長苗代二丁目二六番一一まで（八戸市根城四丁目一番二九から同市長苗代二丁目二六番一一まで）	一般国道百四号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十六号

令和八年三月十二日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
八戸市長苗代二丁目二六番一一から同市大字市川町字和野前山一七番二〇まで（八戸市長苗代二丁目二六番一一から同市大字市川町字和野前山一七番二〇まで）	一般国道四十五号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第百四号野田都市計画道路事業

三・四・二十号今上木野崎線、三・五・二十一号亀山宿里線及び三・四・十二号宮崎山崎線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
有田市辻堂字大芝六四九番一から同市辻堂字大芝六七九番一まで	前	一一・六四～一四・〇〇メートル	〇〇・〇八三キロメートル
	後	一二・二六～一四・三七メートル	〇〇・〇八三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	有田市辻堂字大芝六四九番一から同市辻堂字大芝六七九番一まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十一日

○九州地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県菊池郡大津町大字室字東迫尻六七六番地内	前	二〇・四五～三六・六〇メートル	〇〇・一一三キロメートル
	後	二一・〇六～三七・八八メートル	〇〇・一一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	熊本県菊池郡大津町大字室字東迫尻六七六番地内	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十一日

国会事項

参議院

質問主意書提出

三月九日議員から次の質問主意書が提出された。

ホルムズ海峡を巡る情勢と存立危機事態の関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第九号）

福島県におけるがんの多発状態に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇号）

質問主意書転送

三月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四号）

「力又は威圧による一方的な現状変更」の定義及び該当性の基準に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五号）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上三月八日）

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　村田　斉志

兼官を免ずる（三月九日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

稲田　昭彦　亀田　光重

北出　隆一　小林　正巳

加藤　廣輝　川越　康男

（宮城県美里町議会議員）　河原　賢三

渋谷　晃一　櫻井　功紀

中村　勵　渡邊　康雄

正六位に叙する（各通）

石岡　眞人　奥村　顯祥

金澤　郁夫　狩谷　和夫

酒井　宏　庄司　昭大

田村　肇　豊本　豊

堀内　利男　松村　芳彦

山崎　淳三　山本　裕幸

従六位に叙する（各通）

瓜生　敏男　佐々木朔郎

正七位に叙する（各通）（以上二月二日）

（神戸大学名誉教授）　田口　一衛

（鹿児島大学名誉教授）　加古　敏之

正四位に叙する（各通）　中谷　宗弘

宮島　彰

従四位に叙する（各通）

（一等陸佐）　山本　孫春

従五位に叙する（各通）

安藤　市人　小川　建士

竹下　哲也　牧　勝治

山本　藤則

正六位に叙する（各通）

青山　圭吾　石田　政利

伊藤　憲明　江澤　和男

岡　武彦　香川　努

勝野　清　黒下　義雄

染野　昌義　中村　勝夫

松浦　一之　丸山　勝治

従六位に叙する（各通）

川北　岩夫

正七位に叙する（各通）

藤田　賢一

従七位に叙する（以上二月三日）

（福岡教育大学名誉教授）　板垣登志夫

正四位に叙する　江端　敏幸

帷子　文浩

従五位に叙する（各通）　陣内　義貞

永島　茂

佐藤　清美

永田　昭男

酒井　昭夫

山田　敏夫

嘉住　熊二

城戸　秀明

田代　乗夫

西口　正秀

森岡　忠昭

従七位に叙する（各通）

保坂　茂昭

角　正武

正五位に叙する

田中　由夫

森　繁巳

従五位に叙する（各通）

居原田順司　重山　邦雄

中西　俊博　濱瀬　清定

丸山　庸行　三塚　久治

正六位に叙する（各通）

井ノ下実雄　上野　隆治

小松　興明　後藤　一洋

佐藤　明　清水　正美

高橋　一雄　辻浦　一雄

吉村　孝宏

従六位に叙する（各通）

豊田　隆之

矢嶋　正一

齋藤　豊

鈴木　天

日野　武夫

安井　亨

向後　征保

齋藤　勲

高田　克重

舟倉　武則

加納　嘉彦

平野　忠夫

渡邊　嘉夫

藤田桂太郎

櫻井　功紀

高田　克重

山田　博

狩谷　和夫

松村　芳彦

亀田　光重

勝野　清

佐藤　清美

山本　藤則

牛島　義之

陣内　義貞

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月三日）

（福岡教育大学名誉教授）　角　正武

瑞宝中綬章を授ける

居原田順司　後藤　一洋　齋藤　豊

豊田　隆之　中西　俊博　日野　武夫

平野　忠夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

加納　嘉彦　中山　忍　吉村　孝宏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月四日）

帷子　文浩　金村　康義

保坂　茂昭

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、三月八日午後五時二十六分御出門、二〇二六ワールドベースボールクラシック　一次ラウンド東京プール「日本　対　オーストラリア」を御観戦のため、東京ドーム（文京区）へ行幸啓、同十時二十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ポルトガル大統領アントニオ・ジョゼ・セグーロ閣下の大統領就任につき、三月九日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)(二)(三) 道路の種類・路線名・区域

一般国道五十七号

占用を制限する区域

熊本県菊池郡大津町大字室字東迫尻六七六番地内

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和八年三月十二日

(七) 図面縦覧場所

九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県電気機械器具製造業最低工賃（令和５年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月11日　　山梨労働局長　岩﨑　　充

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　山梨県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　　目	工　　程		規　　格	金　　額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	芯線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	１か所につき 72銭
コイル	からげ（１か所につき、４回以内からげて切るものに限る）		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	１か所につき １円08銭
コネクター	差し（リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）			１端子につき 63銭

４　効力発生の日　令和８年４月10日

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２１０７号
東京都江東区有明３丁目７番26号
清算株式会社　株式会社ピットアース
代表清算人　田中寿一郎
１　決定年月日　令和８年２月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１号
岡山県倉敷市連島町鶴新田880番地の４
清算株式会社　株式会社オクトス
代表清算人　三宅　和惠
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所倉敷支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１３号
名古屋市港区宝神１丁目128番地
清算株式会社　ＫＲＣ管財株式会社
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０３１号
大阪府吹田市岸部南３丁目34番68号
清算株式会社　株式会社ＡＳＬ
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０３３号
大阪府東大阪市宝町７番９号
清算株式会社　藤田電業株式会社
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号
新潟市中央区寄居町332番地18新潟シティビル３階
清算株式会社　株式会社猪子場管財
代表清算人　村山　雄亮
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
第２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
新潟地方裁判所民事部

別紙　協定債権額（議決権額）一覧

	債権者名	協定債権額
1	三条信用金庫（本成寺支店）	49,027,840
2	㈱日本政策金融公庫（さいたま支店）	23,938,311
3	新潟県信用保証協会（県央支店）	57,876,878
	合計	130,843,029

令和７年（ヒ）第２号

山口県下関市丸山町３丁目２番５号
清算株式会社　株式会社油政商店
代表清算人　山根　亨海

1　決定年月日　令和８年２月26日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社油政商店（以下「清算株式会社」という）に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く債権（以下「協定債権」という）とする。

2　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

1　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

山口地方裁判所下関支部

令和７年（ヒ）第２号

鹿児島県霧島市国分下井2988番地
清算株式会社　株式会社稲満会
代表清算人　稲満　靖紀

1　決定年月日　令和８年２月25日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

2　協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金債権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

3　新たな財産が発見された場合の取扱い

前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価によって弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

鹿児島地方裁判所加治木支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第２号

和歌山県海草郡紀美野町国木原551番地14
再生債務者　国木原開発株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者の株式の取得に関する定め

再生債務者は、下記のとおり再生債務者の発行済株式の全てを無償で取得した上、後記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日に、当該株式を全て消却する。

記

⑴　取得する株式の数

全ての発行済み株式である普通株式１万株

⑵　再生債務者が上記⑴記載の株式を取得する日

後記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

2　資本金の額の減少に関する定め

再生債務者は、資本金の額を下記のとおり減少させる。

記

⑴　減少する資本金の額

資本金１億円全額

⑵　資本金の額の減少が効力を生ずる日

後記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

3　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め

再生債務者は、下記のとおり募集株式を引き受ける者を募集し、募集株式を株式会社ＧＡＤＳＰＯＲＴＳ　ＪＡＰＡＮ（和歌山県海草郡紀美野町国木原551―14）に割り当てる。

記

⑴　募集株式の数

普通株式100株

⑵　募集株式の払込金額

募集株式１株につき１万円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込期間

認可決定確定の翌日から１週間以内

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額

金100万円

増加する資本準備金の額

金０円

⑸　その他の事項

認可決定確定後の初回の新株発行としては上記のとおりであるが、令和８年９月末を予定している預託金債権者及び一般債権者に対する弁済（一括弁済を選択した債権者については一括弁済日、分割弁済を選択した債権者については第１回目の弁済日）よりも前に、金9800万円の追加の増資を予定している。

令和８年２月27日　和歌山地方裁判所民事部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月十九日までにお申し出下さい。

令和八年三月十一日

埼玉県上尾市緑丘一丁目九番五号

（甲）医療法人社団榎本会

理事長　榎本　信行

東京都港区高輪三丁目五番二〇号グランドメゾン高輪台一階

（乙）医療法人社団東京榎本会

理事長　榎本　信行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月八日

掲載頁　六十四頁（号外第四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十一日

兵庫県尼崎市潮江一丁目一五番三号

（甲）クレハ薬品商事株式会社

代表取締役　吉川　正男

大阪府堺市堺区旭ヶ丘南町三丁二番三〇号

（乙）有限会社高橋薬局

取締役　吉川　正男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月八日
掲載頁　九十二頁（号外第二六八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十六日
掲載頁　六十三頁（号外第二七四号）

令和八年三月十一日
福岡市博多区山王一丁目一二番一九号
（甲）株式会社ニック
代表取締役　吉川　正男
山口県下関市豊浦町大字小串一〇〇〇八番地一七五
（乙）株式会社豊浦薬局
代表取締役　平尾　真

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社ＡＲＣＡＬＩＳの株式の保有及び管理事業に関して有する吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二四七頁（号外第一六九号）

令和八年三月十一日
東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三六階
（甲）株式会社ＡＲＣＡＬＩＳホールディングス
代表取締役　藤澤　朋行
東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー二一階
（乙）アクセリード株式会社
代表取締役　池浦　義典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都目黒区東が丘一丁目五番一八号
レバレッジデザイン合同会社
代表社員　金子　岳人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都八王子市明神町三丁目二〇番六号
グリュックマネーコンサルティング合同会社
代表社員　滝沢　淳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都世田谷区成城三丁目一〇番三四号
合同会社蒼洋
代表社員　長瀬健太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都世田谷区成城三丁目一〇番三四号
長瀬興業合同会社
代表社員　長瀬俊二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都世田谷区成城三丁目一〇番三四号
合同会社Ｂａｓｅ　ｔｈｒｅｅ
代表社員　長瀬元三郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社烽火とします。

効力発生日は令和八年四月二十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
Ｂｅ　Ｅｒａ合同会社
代表社員　山口　立馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ヤプラスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都杉並区高円寺南一丁目一八番一四－一〇一号室
合同会社ヤプラス
代表社員　柳瀬興太郎

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社東濃ひのきの家とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所の掲示場に掲示しています。

令和八年三月十一日
岐阜県中津川市加子母二三〇一番地
協同組合東濃ひのきの家
代表理事　中島　紀于

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十一日であり、組織変更後の商号はヒロモリパートナーズ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
愛知県名古屋市中区栄三丁目二七番七号
ヒロモリパートナーズ合同会社
代表社員　廣森　陽輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
沖縄県浦添市当山二－三五－一三
金城茂之Ｔｒｙ　Ｅｒｒｏｒ　Ｒｅｔｒｙ合同会社
代表社員　金城　茂之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し四百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/120703/announces

令和八年三月十一日
東京都港区北青山二丁目一二番二〇号二階
株式会社ＯＨＡＮＡ
代表取締役　三枝　愛弓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百三十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三日
掲載頁　六十二頁（号外第四十三号）

令和八年三月十一日
新潟県柏崎市大字安田七五八六番地
株式会社サイカワ
代表取締役　西川　正男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十七億六千五百四十六万五千五百七十七円、資本準備金の額を金十七億六千五百四十六万五千五百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十一日
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町九〇八番地
株式会社相川エクイティマネジメント
代表取締役　中村　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億七千五百万円、資本準備金の額を金一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月十一日

掲載頁　二頁

令和八年三月十一日

奈良県奈良市般若寺町一八番地

旧奈良監獄保存活用株式会社

代表取締役　的場　健生

基準日設定につき通知公告

令和八年四月二十七日に投資主総会を開催致します。

当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主を確定するため、令和八年三月二十六日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主と致します。

令和八年三月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三菱ＨＣキャピタルプライベートリート

投資法人

執行役員　遠又　寛行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十一日

仙台市太白区中田町字杉の下三四番地

株式会社万代

代表取締役　倉橋　純一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十一日

群馬県高崎市問屋町三丁目五番地七号

巴産業株式会社

代表取締役　龍神圭一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十一日

東京都墨田区錦糸一丁目二番一号

ニホンハンダ株式会社

代表取締役　浅見　英知

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十一日

新潟市中央区鳥屋野三三一番地

株式会社新潟クボタ

代表取締役　吉田　丈夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月十一日

静岡県富士市石坂三一二番地の一

株式会社建設システム

代表取締役　重森　渉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十一日

京都市山科区東野中井ノ上町六番地三二

弘伸工業株式会社

代表取締役　中村　昇嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十一日

大阪市北区梅田一丁目三番一―一〇〇〇号

株式会社アークエース

代表取締役　北村　譲

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十一日

高知県宿毛市長田町三番八〇―一一号

株式会社幡多情報エントランスセンター

代表取締役　浜田　敬介

債権申出の公告（第二回）

当組合は、令和八年一月二十日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当組合の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十一日

富山県小矢部市赤倉九六

いなば農業協同組合

確定給付企業年金清算人　畑　秀和

訂正公告

令和八年二月二十六日（号外第三十九号）掲載の第七十一期決算公告（枠組）中、株主資本の金額「1,357,555」とあるは「1,376,301」、利益剰余金の金額「1,376,301」とあるは「1,366,301」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年三月十一日

富山県富山市石金二丁目三番六〇号

株式会社ナチ北陸

代表取締役　土田　昌志

訂正公告

令和八年二月二十七日（号外第四十一号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の住所「大阪市淀川区十三本町一丁目一八番二一号」とあるは「大阪市淀川区西中島六丁目二番三号」、乙の住所「大阪市淀川区十三本町一丁目一八番二一号」とあるは「大阪市淀川区西中島六丁目二番三号」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年三月十一日

大阪市淀川区西中島六丁目二番三号

（甲）株式会社ＴＫＲ

代表取締役　山﨑秀一郎

大阪市淀川区西中島六丁目二番三号

（乙）株式会社レスト

代表取締役　山﨑秀一郎

取消公告

令和八年一月二十日（号外第十二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取り消します。

令和八年三月十一日

長崎市稲佐町二番二号

（甲）株式会社メモリード

代表取締役　吉田　昌敬

佐賀県鹿島市浜町二八二番地一

（乙）株式会社ひぜん

代表取締役　吉田　昌敬